

確認等に係る監査資料（特定教育・保育施設）

添付書類

○運営規程

記入上の注意事項

- (1) 指導監査事項の各項目ごとに、当該施設の前年度実績又は資料作成日現在の状況に基づいて記載すること。
- (2) 「自己点検」欄は下記の基準で○印を付けるか、該当以外の選択肢を削除すること。該当がない場合はその旨記載すること。
A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない
- (3) 記入欄は、必要に応じ適宜使用すること。ただし、※（適・要検討・否）には○印をつけないこと。

施設名		運営主体	
所在地	(〒) 新潟市 (TEL: FAX:)	運営主体代表者氏名	
所長（園長）名		資料作成日現在の 入所児童数 / (定員)	人 / (人)
施設認可日	年 月 日	資料作成日	年 月 日
監査日	年 月 日	福祉サービス第三者評価又は ISO9001の直近の受審日 ※受審がある場合に記入	年 月 日

本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。

運営基準 平成26年10月 7 日新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

法 平成24年8月22日法律第65号子ども・子育て支援法

施行規則 平成26年6月9日内閣府令第44号子ども・子育て支援法施行規則

1. 特定教育・保育施設等の質の確保に関する項目

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
1 一般原則	(1) 良好かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第3条第1項 （適切な環境）
	(2) 当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子ども（以下「就学前子ども」という。）の意思及び人格を尊重して、常に就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するよう努めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第3条第2項 （意思、人格の尊重）
	(3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第3条第3項 （地域・家族との結びつき他施設との密接な連携）
	(4) 特定教育・保育施設を利用する就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第3条第4項 （人権の擁護、虐待の防止等）
2 利用定員	(1) 認定こども園及び保育所の利用定員は20名以上としているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第4条
	(2) 利用定員の区分は次のとおりとしているか。ただし、3号認定子どもは満1歳に満たない就学前子ども及び満1歳以上の就学前子どもに区分して定めているか。 ①認定こども園…1号認定、2号認定及び3号認定子ども ②幼稚園…1号認定子ども ③保育所…2号認定及び3号認定子ども	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第4条
3 内容及び手続の説明及び同意	(1) 利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、次の事項を文書により説明し、同意を得ているか。 ①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第5条 （内容及び手続の説明及び同意）
	(2) 文書に代えて電磁的記録により行う場合は、利用申込者の承諾を得ているか。 またその場合、利用申込者が電磁的記録を出力し文書を作成することができる方法により行われているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第53条 （電磁的記録等）

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
4 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	(1) 利用申込みを受けたときは、正当な理由がなく拒んでいないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第6条第1項 （正当な理由）
※(2)～(4) 保育所は回答不要	(2) 利用申込みが利用定員を超える場合の選考方法を適正に行っているか。 ① 認定こども園又は幼稚園において1号認定子どもの利用申込みが利用定員を超える場合の選考方法 ※抽選、先着順、特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他公正な方法によること。 ② 認定こども園又は保育所において2.3号認定子どもの利用申し込みが利用定員を超える場合の選考方法 ※認定に基づき、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもを優先すること。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第6条第2項 （1号認定子どもの選考方法） 運営基準第6条第3項 （2.3号認定子どもの選考方法）
	(3) (2)の選考方法は利用申込者に明示されているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第6条第4項
	(4) 教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な施設を紹介するなどの措置を速やかに行っているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第6条第5項
5 あっせん、調整及び要請に対する協力	(1) 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第42条第1項の規定により市長が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第7条第1項 （市が行うあっせん等）
	(2) 認定こども園又は保育所は、2号認定又は3号認定子どもに係る施設の利用で、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合も含む。）の規定により市長が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第7条第2項 （利用調整等）
6 受給資格等の確認	(1) 特定教育・保育の提供をする場合は、必要に応じて支給認定証により教育・保育給付認定の有無・就学前子どもの区分・有効期限及び必要量等を確かめているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第8条 （支給認定証等の確認）
7 教育・保育給付認定の申請に係る援助	(1) 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるように必要な援助をしているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第9条第1項
	(2) 教育・保育給付認定保護者が教育・保育給付認定の変更を行う場合、教育・保育給付認定の有効期限満了日の30日前に申請が行われるように必要な援助をしているか。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第9条第2項 （教育・保育給付認定の変更）
8 心身の状況等の把握	(1) 教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用状況等の把握をしているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第10条
9 小学校等との連携	(1) 特定教育・保育の提供が終了した教育・保育給付認定子どもの、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者において継続的に提供される教育・保育が円滑に行われるよう密接な連携に努めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第11条

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
10 教育・保育の提供の記録	(1) 特定教育・保育を提供した場合は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第12条
11 利用者負担額等の受領	(1) 特定教育・保育（特別利用保育、特別利用教育を含む。以下「特別利用保育等」という。）を提供した場合、教育・保育給付認定保護者から利用者負担額の支払いを受けているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第13条第1項
※(1)・(2)保育所は回答不要	(2) 法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から次の事項により特定教育・保育費用基準額（その額が現に要した費用を超えるときは、現に要した費用の額）の支払いを受けているか。なお、詳細は運営基準第13条第2項を参照のこと。 ①特定教育・保育…法第27条第3項第1号に規定する額 ②特別利用保育…法第28条第2項第2号に規定する額 ③特別利用教育…法第28条第2号第3号に規定する額	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第13条第2項
	(3) 教育・保育給付認定保護者から、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を特定教育・保育に要する費用と特定教育・保育費用基準額との差額の範囲内で支払いを受けているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第 1	運営基準第13条第3項（上乗せ徴収） ※私立保育所は市町村との協議が必要
	(4) 教育・保育給付認定保護者から、特定教育・保育により便宜に要する費用のうち、適正な額の次の費用の支払いを受けているか。 ①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に関する費用（3号認定子どもの費用、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降に該当する者等を除く。） ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤①から④までに掲げるほか、特定教育・保育で提供される便宜に要する費用のうち、通常必要とされる費用であって、教育・保育給付認定保護者が負担することが適当と認めるもの。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第13条第4項（実費徴収）
	(5) (1)から(4)までの費用の支払いを受けた場合は、領収書を教育・保育給付認定保護者に交付しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第13条第5項（領収書）
	(6) (3)及び(4)の支払いを求める場合は、あらかじめ、使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に当該費用の額の支払いを求める理由を書面で明らかにし、説明を行い、文書による同意を得ているか。ただし、(4)の支払いの同意は文書を要しない。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第13条第6項（文書による同意）
	(7) (6)について、書面や文書に代えて電磁的記録により行う場合は、教育・保育給付認定保護者の承諾を得ているか。またその場合、教育・保育給付認定保護者が電磁的記録を出力し文書を作成することができる方法により行われているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第53条（電磁的記録等）

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
12 施設型給付費等の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により施設型給付費等(特例施設型給付費も含む。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に施設型給付費の額を通知しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第14条第1項 (法定代理受領とは、市町村が保護者に支給する施設型給付を直接、施設が受領すること。)
※(1)・(2)保育所は回答不要	(2) 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の支払を受けた場合は、提供した特定教育・保育の内容、費用その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書教育・保育給付認定保護者に交付しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第14条第2項
13 特定教育・保育の取扱方針	(1) 次の①から④に掲げる施設の区分に応じて、就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。 ①幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園…③及び④に掲げる事項 ③幼稚園…幼稚園教育要領 ④保育所…保育所保育指針	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第15条第1項
	(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、②に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第15条第2項
14 特定教育・保育に関する評価等	(1) 自ら行う特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第16条第1項 (自己評価、改善)
	(2) 定期的に教育・保育給付認定保護者その他関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第16条第2項 (公表)
15 相談及び援助	(1) 常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第17条
16 緊急時等の対応	(1) 職員は、教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)		運営基準第18条

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
17 教育・保育給付認定保護者に関する市長への通知	(1) 教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第19条 （不正な行為による受給）
18 運営規程	(1) 次の①から⑪までに掲げる施設の運営の重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育を行う日（1号認定こどもの区分に係る利用定員を定めている施設は、学期も含む。）及び時間、行わない日 ⑤教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥「2.利用定員」の基準の(2)の①から③までの就学前子ども区分ごとの利用定員 ⑦利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（「4.利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の基準の(2)の選考方法を含む。） ⑧緊急時等における対処方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他特別教育・保育施設の運営に関する重要事項	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第20条
19 勤務体制の確保等	(1) 教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるように、職員の勤務体制を定めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第21条第1項
	(2) 特定教育・保育は当該特定教育・保育施設の職員によって提供しているか。ただし、教育・保育給付認定子どもに対し、直接影響を及ぼさない業務はこの限りではない。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第21条第2項
	(3) 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第21条第3項
20 定員の遵守	(1) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第22条
21 掲示	(1) 特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、その情報をインターネット上で（園のホームページ等）で公開しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第23条

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
22 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	(1) 教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、性別、社会的身分、障がいの有無又は特定教育・保育に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第24条
23 虐待等の防止	(1) 施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、次の①から④までに掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ③教育・保育給付認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の教育・保育給付認定子どもによる(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の職員としての保育又は業務を著しく怠ること。 ④著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第25条 (児童福祉法第33条の10各号)
24 秘密保持等	(1) 施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第27条第1項
	(2) 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第27条第2項
	(3) 小学校、他の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第27条第3項
25 情報の提供等	(1) 教育・保育給付認定保護者の希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第28条第1項
	(2) 広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第28条第2項
26 利益供与等の禁止	(1) 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、就学前子ども又はその家族に対して特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他に財産上の利益を供与していないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第29条第1項
	(2) 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第29条第2項

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
27 苦情解決	(1) 教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するなどの必要な措置を講じているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第30条第1項 （苦情窓口）
	(2) (1)の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第30条第2項 （記録）
	(3) 教育・保育給付認定子ども等の苦情に関して市長が実施する事業に協力するよう努めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第30条第3項 （市長への協力）
	(4) 法第14条第1項の規定により市長が行う次の事項に応じ、協力し、改善しているか。 ①報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じること。 ②教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市長が行う調査に協力すること。 ③市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をすること。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第30条第4項 （報告、提出、提示、検査） （調査協力）
	(5) 市長から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第30条第4項 （報告）
28 地域との連携等	(1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第31条
29 事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次の①から③の措置を講じているか。 ①事故が発生した場合の対応、②の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的実施	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第32条第1項
	(2) 事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第32条第2項
	(3) (2)の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第32条第3項
	(4) 教育・保育給付認定子どもに対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第32条第4項
30 会計の区分※ 公立保育所は回答不要	(1) 事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第33条

項 目		自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
31 記録の整備	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第34条第1項
	(2) 教育・保育給付認定子どもに対する次の①から⑤までに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第34条第2項
	①「(第15条)特定教育・保育の取扱方針」(1)の①から④までのものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画				
	②「(第12条)教育・保育の提供の記録」に係る必要な事項の提供の記録				
	③「(第19条)教育・保育給付認定保護者に関する市長への通知」の市長への通知に係る記録				
	④「(第30条)苦情解決」(2)の苦情の内容等の記録				
	⑤「(第32条)事故発生の防止及び発生時の対応」(3)の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録				
32 特別利用保育の基準	(1) 保育所が1号認定子どもに対し、特別利用保育を行う場合には、保育所の設備及び運営に関する基準を遵守しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第35条第1項
※回答不要 (新潟市該当なし)	(2) (1)により特別利用保育を行う場合には、1号認定子どもの数及び保育所を現に利用している2号認定子どもの総数が2号認定子どもに係る利用定員の数を超えていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第35条第2項
	(3) (1)により特別利用保育を行う場合には、特定教育・保育施設の運営に関する基準を適用しているか。この場合には、「4.利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の(2)及び「5.あっせん、調整及び要請に対する協力」の(2)は適用しない。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第35条第3項
33 特別利用教育の基準	(1) 幼稚園が2号認定子どもに対し、特別利用教育を行う場合には、学校教育法第3条に規定する学校の設置、編成その他に関する設置基準を遵守しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第36条第1項
※回答不要 (新潟市該当なし)	(2) (1)により特別利用教育を提供する場合には、2号認定子どもの数及び保育所を現に利用している1号認定子どもの総数が1号認定子どもに係る利用定員の数を超えていないか。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第36条第2項
	(3) (1)により特別利用教育を行う場合には、特定教育・保育施設の運営に関する基準を適用しているか。この場合には、「4.利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の(2)及び「5.あっせん、調整及び要請に対する協力」の(2)は適用しない。	A・B・C	※（適・要検討・否）		運営基準第36条第3項

第1 利用者負担額等の受領について

上乗せ徴収がある場合の金額等について

徴収する項目	金額(円)	対象クラス	徴収時期	支給認定保護者への説明及び同意	市との協議
				有 ・ 無	有 ・ 無
				有 ・ 無	有 ・ 無
				有 ・ 無	有 ・ 無
				有 ・ 無	有 ・ 無
				有 ・ 無	有 ・ 無
				有 ・ 無	有 ・ 無

実費徴収がある場合の金額等について

徴収する項目	金額(円)	対象クラス	徴収時期	支給認定保護者への説明及び同意
(例)遠足バス代	1,000	参加者	〇〇月	有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無